

御見積書

2018年8月27日

岩間様

御見積金額

¥1,400,000

(内消費税 ¥103,704)

下記の通り御見積申し上げますので、何卒ご用命下さいますようお願い致します。

工事名称： 岩間様邸 改修工事

★キッチンリナッパ「ラクエラ」 ショールームプラン反映見積もり *MKクリエーション

工事場所： 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3丁目21-5

工期： 御相談のうえ

支払条件： 工事着工前 50% 工事完工後50%

見積有効期限： 1ヶ月以内

※御見積書記載以外は別途工事とさせていただきます。

(株) アートリフォーム 東京支店

東京都目黒区下目黒3丁目5-16 3F
TEL:03-5723-8080 FAX:03-5723-8081

(株) アートリフォーム 横浜支店

横浜市港北区新横浜3丁目24-8 10F
TEL:045-475-3215 FAX:045-475-3216

担当： 大山 光彦

創業60年の歴史と年間5000件の施工実績!



ご自宅を工事された方に、“AAA”3つの安心。

- 1. 安心保証サービス**
すべての工事に対し最長10年間の保証を行います。
- 2. 安心点検サービス**
工事完成引渡し後3ヵ月後に点検サービス(無料)のご連絡をさせていただきます。時期ごとにアフターケア、お得情報のご案内をさせていただきます。
*持家にお住まいの方で、50万円以上の工事をご契約の方対象。
- 3. 安心サポートサービス**
ハウスメンテナンスサポート
住まいのちょっとした小さな修理工事を格安な価格でご要望にお応えします。
24時間緊急サポートサービス
緊急の場合の24時間対応の電話受付、緊急出動サポート(有料)を設けています。
住まいに関する深夜などの急なトラブルにも安心です。
*例アネシス様と連携を取り対応をさせていただきます。

アートリフォームの支店ネットワーク

各ショールームにも是非お越しください!



施工事例や特・得情報など、内容充実のホームページ!!

www.artreform.com

住まいのサポートも充実

住まいに関することならトータルでサポートいたします。当社でご契約いただいたお客様には特別価格にて、照明や家具、家電などのお店をご利用いただけます。

- カーテン・照明 アクタス、ラ・ヴィータ
- 家具・雑貨 アクタス、大家家具
- インテリアグリーン アクタス
- 家電 アトム電器
- 引越し アート引越しセンター、サカイ引越しセンター、引越し社
- セキュリティ セコム、ALSOK

手続きかんたんなリフォームローンも取り扱っております。詳しくは営業担当までお問い合わせください。

No.	名称	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
A	仮設工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		15,000	
B	解体工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		82,000	
C	大工工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		81,000	
D	電気工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		100,660	
E	設備機器工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		838,705	
F	表装工事	■ 詳細は、別紙参照ください。	1.0	式		92,500	
	小計					1,209,865	
	諸経費	現場管理費/近隣対策費/交通費/工事申請費				96,789	
	調整値引					▲ 10,358	
	税抜き合計					1,296,296	
	消費税		8.0	%		103,704	
	合計					1,400,000	

工 事 名 称 : 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3丁目21-5

No. 1

No.	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A 仮設工事							
	現場養生						
		工事搬入経路箇所の養生費(室内廊下・床)/清掃費	1.0	式		15,000	
仮設工事合計						15,000	
B 解体工事							
	解体費	既存キッチン 解体・撤去	1.0	式		34,000	
		既存洗面 解体・撤去	1.0	式		無し	
	産廃搬出費	解体工事・新設工事に伴うガラ 2ト _ン 車1台	1.0	式		28,000	
		産廃搬出手間	2.0	人	10,000	20,000	
		◆マニフェストを付けまして処分致します。					
小計						82,000	
C 大工工事							
■(キッチン)キッチン設置に伴う下地造作							
	材料費	構造用合板/ベニヤ	6.0	枚	2,500	15,000	
	部材	ボンド・ビス等の消耗品	1.0	式		5,000	
	施工費	キッチン解体に伴うキッチン下地造作	0.5	人工	35,000	17,500	
小計						37,500	
■(玄関)天井ボード貼り付け ・ 洗面室ミラー取り付けに伴う下地補強							
	材料費	プラスターボード 12mm	5.0	枚	1,200	6,000	
		構造用合板/ベニヤ	1.0	枚	2,500	2,500	
	施工費	玄関天井ボード補修 ・ 洗面台壁補強	1.0	人工	35,000	35,000	
小計						43,500	
小計						81,000	
D 電気工事							
■食洗器取付に伴う専用配線工事							
	子ブレーカー工事	子ブレーカー新設・専用配線工事・繋ぎ工事	1.0	式		51,000	
		※一部配線がモール配線になることが御座います。					
	■ダウンライト取付	【オーデリック】100Φ 昼白色 階段収納	1.0	灯		1,980	定価:3,300 40%OFF
		【DAIKO】ブラケットライト DBK-38777Y	1.0	灯		7,680	定価:12,800 40%OFF
		上記照明新設	1.0	式		40,000	
小計						100,660	

E	設備機器工事	備考: プラン詳細は別紙をご高覧下さいませ。									
	■キッチン									★特価価格★	
	キッチン 商品代	【クリナップ】『ラクエラ』 扉面材 オペラブルーグレー	1.0	セット		405,405	定価: ¥1,158,300	65%off			
	オプション品	【クリナップ】『クリンレディ』	1.0	セット		206,500	定価: ¥295,000	30%off			
	施工費	換気ダクト工事	1.0	式		16,000					
		給排水接続工事	1.0	式		37,800					
		新規キッチン 運搬・搬入(2階搬入)	1.0	式		26,000					
		新規キッチン 加工・組立工事	1.0	式		68,000					
		新規キッチン取付に伴う電気接続工事	1.0	式		18,000					
		食洗機 取り付け/配管振り直し	1.0	式		27,000					
		コーキング処理費	1.0	式		9,000					
		キッチンパネル加工・取付費	1.0	式		25,000					
					キッチン 入替	838,705					
	■洗面台										
	洗面 商品代	【MKクリエーション】MK-M10	1.0	式			施工主支給		定価: ¥49,800		
	副資材	排水金物	1.0	式		5,000					
	施工費	上記商品取付・給排水設備工事	1.0	式		35,000					
					洗面台 設置工事	40,000					
					小計	878,705					
F	表装工事										
	■クロス工事	【サンゲツ】『量産品クロス』								※選択するクロスによっては必要材料が変動する場合がございます。	
	材料費										
	クロス	□キッチン 天井5m・壁25m	30.0	m	170	5,100					
		□2F廊下 壁 一部 14m	14.0	m	170	2,380					
		□1F玄関天井 天井6m	6.0	m	170	1,020					
	施工費	既存クロスめくり	2.0	人工	35,000	70,000					
		クロス張替に伴う下地調整費									
	■クッションフロア工事	【サンゲツ】『H-FLOOR』									
	材工共	□キッチン 床	4.0	m	3,500	14,000					
					表装工事	92,500					
					小計	92,500					

(仮)住宅リフォーム工事請負契約書 No _____



注文者 (以下甲という) 岩間 良一 様と
 請負者 (以下乙という) 株式会社アートリフォームとは
 この契約により工事請負契約を締結する。

■1. 工事内容 岩間様邸 キッチン工事

■2. 工事場所 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3丁目21-5

■3. 工事期間 (予定) 着工 2018年8月20日 ~ 完工 2018年9月27日

■4. 請負金額 ¥1,400,000

うち工事価格 (取引に係る消費税を除く金額)	¥1,296,296
取引に係る消費税	¥103,704

■5. 支払方法

●プランニング契約	年 月 日				
●着工金 (着工日の前日まで)	<u>2018年9月19日</u>	¥	700,000	000	000
●中間金	年 月 日				
●完工金	<u>2018年10月5日</u>	¥	700,000	000	000
●リフォームローン 一括・分割 支払回数 (回)					

甲は請負代金を次のように乙に支払うものとする。
 ●50万円未満もしくは1週間以内の工事 完工時100%
 ●50万円以上500万円未満の工事 着工時50% 完工時50%
 ●500万円以上の工事 着工時40% 中間時30% 完工時30%
 ※500万円以上の中間時とは、木工事完了時に行います中間検査が目安です。
 ※プランニング契約金を乙が受理している場合は完了時の最終金で調整します。

■6. 工事の詳細については付属書類に従うものとする。

■7. 特記事項

標記甲と乙は、標記事項及び裏面約款並びに別途乙により甲に提出する標記付属書類に基づき「工事請負契約書」を締結し、その証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上甲1通乙2通を保有します。

- ◇お振込先口座名 株式会社アートリフォーム
- 千里万博支店 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 1404344
 - 大阪支店 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 0513447
 - 豊中支店・大阪賃貸 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 0513423
 - 南大阪支店 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 0605331
 - 京都支店・奈良支店・高槻支店 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 0513411
 - 横浜支店・東京支店 三井住友銀行 茨木西支店 (普通) 0563741
 - 本社 三井住友銀行 茨木西支店 (当座) 0201222

※振込していただいたものに関しては、原則として領収書は発行いたしておりません。必要な方はお手数ですが、ご連絡下さい。
 ※契約書の収入印紙はお客様負担にて貼り付けをお願いいたします。

平成 30 年 8 月 31 日
 注文者 (甲) 〒 221-0802
 住所 横浜市神奈川区六角橋3丁目21-5

(フリガナ) 氏名 岩間 良一

電話 045 (43) 5175

メールアドレス (PC携帯等) _____ @ _____

請負者 (乙) 株式会社 **アートリフォーム**

代表取締役 大本 哲也

本社 〒565-0826 吹田市千里万博公園6-3

☎ 0120-87-6700

担当者 氏名 大山 栄彦

住宅リフォーム工事請負契約約款

(総則)

第1条 注文者(以下「甲」という)と請負者株式会社アートリフォーム(以下「乙」という)は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(承諾書の提出)

第2条 この契約における工事の対象となる不動産が賃借物である場合には、甲は乙に対し、工事着手前に、当該不動産の所有者の承諾書を提出しなければならない。

(一括下請負の禁止)

第3条 乙は、本件工事の全部または大部分を、一括して第三者に請け負わせない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第4条 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

2 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約の目的物、検査済の工事材料を第三者に譲渡または貸与し、若しくは抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(現場代理人等)

第5条 乙が現場代理人を置くときは、あらかじめ甲に通知することとする。

2 現場代理人は、現場事項を処理する。

3 現場代理人と監理技術者または主任技術者はこれを兼ねることができる。

(協議)

第6条 乙は、次の各号に該当する事項の存在を知った場合には、すみやかに甲に通知し協議することとする。

① 本契約の目的物の完成に重大な影響を及ぼすおそれのある契約締結時には認識が困難であった事実が発見され、または発生したとき

② 地盤の不良その他完成した建物の安全を保障しがい事由が発見され、設計又は仕様の変更を必要とすると考えられるとき

③ 工期に影響すべき重大な事実及び事態が生じたとき

④ その他甲の権利義務に影響する重大な事実を知ったとき

(第三者に対する責任)

第7条 本件工事施工のため、第三者に損害が生じた場合または紛議が生じた場合には、次の各号に従って処理解決する。但し、甲と乙は処理解決のため相互に協力する。

① 騒音・振動を原因として生じた紛議は、乙がその費用で処理解決にあたる。

② 日照障害・眺望侵害・風害・電波障害等、敷地の土地利用形態を原因として生じた生活環境に関する紛議または境界その他相隣関係に関する紛議は、甲がその費用で処理解決にあたる。

③ 前2号以外の紛議については、甲の責めに帰すべき事情により生じた場合は甲が、乙の責めに帰すべき事情により生じた場合は乙が、それぞれの費用で処理解決にあたり、その他の場合については、甲乙協議の上、必要な措置を採ることとする。

2 乙の責めに帰することのできない事由によって前項の損害または紛議が生じた場合には、乙は甲に対し、合理的期間についての工期の延長を定めることができる。延長日数については、甲乙が協議してこれを定める。

(不可抗力による損害)

第8条 天災地変、風水火災等の自然的現象又は第三者による人為的事象であって、甲・乙いずれの責めにも帰することのできない事由により、工事の出来高部分、工事仮設物、工事現場に搬入済の工事材料に損害が生じた場合には、乙は、すみやかにその状況を甲に通知することとする。

2 前項の損害について、甲と乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を果たしたと認められるものは、甲がこれを負担する。

3 火災保険その他前2項の損害を補填するものがあるときは、それらの額を損害額から控除した額について、前項の協議をおこなうこととする。

(損害保険)

第9条 乙は、工事期間中、工事の出来高部分及び工事現場に搬入した工事材料等に火災保険を付することとする。ただし、甲が提供した材料等については、甲乙双方が協議して定めることとする。

2 前項の火災保険付保期間は、原則として、乙から甲への本件契約の目的物の引渡しの時点までとする。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

第10条 甲は、合理的必要が生じた場合には、工事を追加、変更又は、一時中止することができる。

2 前項によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対し、その賠償の責めを負う。

3 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示した上で、合理的な期間について工期の延長を定めることができる。延長日数については、甲乙双方が協議することとする。

(請負代金額の変更)

第11条 甲又は乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対し、請負代金額の変更を求めることができる。

① 工事の変更又は追加があった場合

② 工期の変更があった場合

③ 甲からの支給材料・貸与品について品目、数量、受渡期間、受渡場所の変更があった場合

④ 工期内に予期することができない法令の制定、改廃、著しい経済事情の変動その他諸般の事情により、請負代金が明らかに適当ではないと認められる場合

2 請負代金の変更をする場合には、甲乙双方が協議して書面によりその金額を定めることとする。

ただし、工事の減少部分については工事費内訳明細書に記載した金額を、増加部分については当該工事の時価を基準として金額を算出することとする。

(引渡しの方法)

第12条 乙が工事を完成した場合には、甲に対し、本件契約の目的物を引き渡すこととする。

2 甲は、前項の引渡しと同時に、請負代金の残額全額を支払うこととする。

(遅延損害金)

第13条 乙の故意又は過失によって、契約期間内に本契約の目的物の引渡しができなかった場合には、甲は、1日の遅滞について請負代金から工事の出来高部分に対する請負代金相当額を控除した金額の2000分の1の遅延損害金を請求することができる。

2 乙が本件工事を完了し、甲に目的物の引渡しの提供をすると同時に請負代金の残金の支払いを求めても、甲がその支払をしない場合には、乙は、請負代金相当額を既に受領した請負代金を控除した残額について、工事完了の日の翌日からその支払を終えるまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を請求することができる。

3 甲が前払分の請負代金の支払を遅滞した場合には、乙は、その約定の支払期日の翌日からその支払を終えるまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を請求することができる。

4 甲が請負代金の支払を完了しない場合には、乙は、本契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合、本契約の目的物の管理に要した費用は甲の負担とする。

(中途解除)

第14条 甲は、工事着工後工事が完了するまでの間、本件契約を解除することができる。ただし、甲は、解除の日までに乙が支出した材料費・人件費等の費用及び工事が完成していたならば乙が得ていたはずの利益を全て賠償することを要す。

2 甲は、この契約が成立した後から工事着工前までの期間において、請負代金相当額の10パーセントに当たる金員を支払うことにより、本件契約を解除することができる。ただし、乙が既に本件工事に使用する予定の材料の納品を受けている場合には、甲は、その代金をも賠償しなくてはならない。

(住所、氏名等の変更)

第15条 甲が、請負代金の支払を完了するまでに、その住所、氏名または名称若しくは電話番号による連絡先を変更した場合には、乙に対し、その旨を速やかに通知することとする。

(瑕疵担保責任)

第16条 本件契約の目的物に関する乙の瑕疵担保責任については、法令の規定に従う(保証書)

第17条 乙は、工事完工後に工事保証書を交付した場合には、甲に対し、同保証書記載のサービスを提供することとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審専断裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。(その他)

第19条 本件契約に定めのない事項、解釈に疑義が生じた事項等については、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決することとする。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(注文者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができます。その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等ではクーリングオフの権利行使はできません。

*お客様(注文者)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(注文者)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

②上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引渡しに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(注文者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) 既に役務が提供されたときにおいても、請負者はお客様(注文者)に提供した役務の対価その他の金銭の支払を請求することはありません。

③上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(注文者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受ける日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

工事開始のご案内

弊社にリフォームをご依頼いただきまして、誠にありがとうございます。

リフォーム工事にあたって、お客様のご負担を軽減し、工事を円滑に進行させるため、下記のご案内をさせていただきます。



●工程表について

着工時に工事工程表（短期間の工事の場合は作成しない場合がございます）の説明をさせていただきます（天候等の理由による変更等はございます）。工程表は施工場所に張り出す場合がございますのでご了承くださいませ。



●ご近所様への配慮について

着工前にご近隣の皆様にご挨拶として、「工事着工のご挨拶」を書面でお配りしております。また、ご不在の場合はポストへ投函させていただきます（書面には、連絡先と担当者を明記しております）。車両駐車については、トラブルにならないよう、事前にお断りし、承諾を得てから駐車致します。



●資材搬出入について

マンションに関しては、事前に管理組合様に、資材の搬出入経路・共有部分養生の範囲等を確認させていただきます。



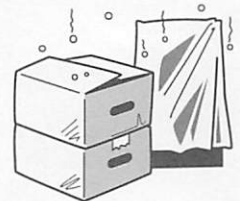
●電気、水道等の使用について

工事に伴い、電気・水道等を使用させていただきます。電気・水道代金に関してはお客様のご負担となりますことをご了承くださいませ。また空き家の工事に関しましては、電気と水道の開栓手続きをお願い致します。



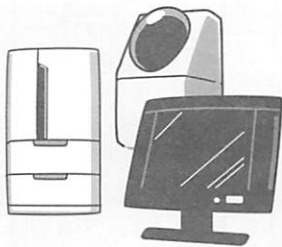
●工事当日の職人等の対応について

工事中は職人および施工管理担当は、一定の休憩をとらせて頂きます。差し入れ等のお心遣いは不要です。



●養生・貴重品について

解体工事中・木工事中はちり・ほこり等が発生しますので、工事の範囲にあるお荷物に関しては、ダンボール箱等に分けて保管をお願い致します。また、貴重品に関しましては、お客様で管理をお願い致します。



●使用する電化製品等について

工事中、日々お使いになられる冷蔵庫・TV・洗濯機等の使用方法については、担当者にご確認お願い致します。



●工事期間中の片付けについて

工事期間中の片付けは弊社担当・職人に義務づけております。片付け等が行き届かない場合もございますが、その旨、ご了承お願い致します。



●廃材・発生材の処分について

廃材・発生材はその都度処分させていただいておりますが、工事状況・現場状況に応じて、発生材を一時保管し、まとめて処分する場合もございます。生活上支障がない場所を（できれば宅外）ご指示ください。



●工事中の追加・変更について

追加・変更等がございましたら、弊社担当までお問い合わせください。お見積書を提示致します。また、工事期間中に工事内容の変更が必要な場合がございます。その際は都度で説明をさせていただきますので、ご了承くださいませ。



●工事代金について

請負代金については、お振込となり、金融機関発行の「お振込控え」を領収書とさせていただきます。尚、別途領収書の必要な方は、お手数ですがお申し込みください。※お振込手数料はお客様負担となります。

株式会社アートリフォーム
Art Reform

アートリフォーム

検索

緊急時、トラブル等の受付はこちら！

総合受付／0120-87-6700

受付時間／AM9:00～PM6:00

休業日／水曜